銀行と証券会社のトレーディングおよび デリバティブ取引のパブリック・ ディスクロージャーに関する提言

バーゼル銀行監督委員会

証券監督者国際機構 (IOSCO) 専門委員会

1999年10月

バーゼル銀行監督委員会の透明性小委員会

議 長: Ms Susan Krause

Office of the Comptroller of the Currency, Washington, D.C.

Commission Bancaire et Financière, Brussels	Mr Luc van Cauter
Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Ottawa	Mr Nancy Sinclair
Commission Bancaire, Paris	Mr Christian Delhomme
Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main	Mr Karl-Heinz Hillen
Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Berlin	Mr Michael Wendt
Banca d'Italia, Rome	Mr Antonio Renzi
日本銀行、東京	藤 江 康 弘 米 山 正 夫
金融監督庁、東京	石 村 幸 三
Commission de Surveillance du Secteur Financier, Luxembourg	Mr Guy Haas
De Nederlandsche Bank, Amsterdam	Mr Alfred Verhoeven
Finansinspektionen, Stockholm	Ms Brita Åberg
Eidgenössische Bankenkommission, Bern	Mr Rolf Gertsch
Financial Services Authority, London	Ms Jane Blackburn
Board of Governors of the Federal Reserve System, Washington, D.C.	Mr Gerald Edwards
Federal Reserve Bank of New York	Ms Sarah Dahlgren
Office of the Comptroller of the Currency, Washington, D.C.	Mr Tom Rees Ms Inga Swanner
Federal Deposit Insurance Corporation, Washington, D.C.	Mr William A. Stark
European Commission, Brussels	Mr Patrick Brady
Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervison, Bank for International Settlements	Mr Magnus Orrell

IOSCO 専門委員会の 金融仲介機関の規制に関するワーキング・パーティ

前議長: Mr Richard Britton 議 長: Mr Paul Wright

> Financial Service Authority, London Financial Services Authority, London

Australian Securities and Investment Commission, Mr Malcolm Rodgers

Sydney

Commission des Opérations de Bourse, Paris Mr Francois Champarnaud

Commission Bancaire, Paris Mr Olivier Prato

Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel, Dr Horst Nottmeier

Frankfurt am Main

Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main Mr Werner Gehring

Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Berlin Mr Uwe Neumann

Securities and Futures Commission, Hong Kong Mr Richard Yin

Commissione Nazionale per le Società e la Borsa, Mr Carlo Biancheri

Rome

金融監督庁、東京 山田拓史

Comisión Nacional Bancaria y de Valores, Mexico Mr Alfonso Orozco

City

Stichting Toezicht Effectenverkeer, Amsterdam Mr Gé Overdevest

Ontario Securities Commission, Toronto Ms Tanis Maclaren

Commission des Valeurs Mobilières du Québec, Mr Alain Gélinas Montreal

Financial Services Board, Pretoria Mr Gerry Anderson

Comisión Nacional del Mercado de Valores, Mr Ramiro Martinez-Pardo del

Madrid Valle

Finansinspektionen, Stockholm Mr Lennart Torstensson

Eidgenössische Bankenkommission, Bern Mr Christopher McHale

Financial Services Authority, London Ms Sarah Varney

United States Securities and Exchange Mr Michael Macchiaroli

Commission, Washington, D.C.

Commodities Futures Trading Commission, Mr I. Michael Greenberger

Washington, D.C.

目 次

エグゼクティブ・サマリー	1
I .総 論	4
(1)はじめに	4
(2)目的	6
(3)本レポートの内容	7
II.トレーディングおよびデリバティブ取引の透明性の向上	9
(1)トレーディングおよびデリバティブ取引を透明化することの重要性	9
(2)その他のディスクロージャー対応	11
III . 提	17
(1) 定性的情報のディスクロージャー	18
(a)リスクと経営管理	20
(b) マーケット・リスク	
(c) 信用リスク	22
(d)流動性リスク	
(e) その他のリスク	24
(f)会計・評価方法	24
(2)定量的情報のディスクロージャー	26
(a) マーケット・リスク	
(b) 信用リスク	28
(c) 流動性リスク	30
(d)その他のリスク	30
(e)収益	30
IV . おわりに	33
付 表	34

エグゼクティブ・サマリー

銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引の パブリック・ディスクロージャーに関する提言

本ペーパーは、バーゼル銀行監督委員会と IOSCO 専門委員会が共同で公表し、銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言を行うものである。これらの提言は、国際的に活動する大規模な銀行および証券会社によるトレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーにつき、両委員会が毎年行っているサーベイを補完するものである。最新のサーベイは 1998 年 11 月に公表されている。いずれの提言も、両委員会が継続的に行ってきた努力の一環を成すものであり、銀行と証券会社が、市場参加者に対し、自らのトレーディングおよびデリバティブ取引に固有のリスクを理解してもらうために十分な情報を提供するように促すことを狙っている。

両委員会は、銀行と証券会社の業務およびリスクの透明性は、金融システムを有効に監督するうえで、鍵となる要素であると考えている。適時に提供される意味のある正確な情報は、市場参加者の重要な意思決定の基盤となる。十分な情報を持った投資家、預金者、顧客、および債権者は、強い市場規律を働かせることにより、金融機関に対し、注意深くかつ定められた事業目的に適った方法で業務およびリスク・エクスポージャーを管理するよう促すことができる。

本ペーパーに挙げられている項目についてどの程度ディスクロージャーを行なうかは、主としてそれぞれの機関が決定する問題であるが、各機関は重要性 (materiality)と機密性(confidentiality)に配慮しつつ最大限のディスクロージャーを行なうことを勧奨される。

本ペーパーの提言は、以下の二つの点に沿ったものとなっている。

- ・第一に、金融機関は財務諸表の利用者に対し、自らのトレーディングおよびデリバティブ取引の実態を正確に伝えるべきである。金融機関は、こうした取引の範囲と性質に関し、定性・定量双方の面において、意味のある概略情報を提供するとともに、それらの取引が収益構造にどのように寄与しているかを明らかにすべきである。金融機関はまた、こうした取引に伴う主要なリスク、およびそれらのリスク管理の実績に関する情報を開示すべきである。
- ・第二に、金融機関は、自らのリスク・エクスポージャーおよびその管理実績に関し、内部的なリスク測定・管理システムから生成される情報を開示すべきである。パブリック・ディスクロージャーを内部リスク管理プロセスと結び付けることにより、ディスクロージャーがリスク測定・管理技術の革新に遅れをとらないようにすることができる。

バーゼル委員会および IOSCO 専門委員会は、銀行と証券会社が本ペーパーに示されている定量・定性双方の面においてディスクロージャーのガイダンスを実行に移すことを提言する。また、銀行と証券会社は、ディスクロージャーに係る他の国内および国際団体の提案、および国際的なレベルで同格に当たる金融機関が行っているディスクロージャーの方法も参考にすべきである。

ディスクロージャーの提言は、大規模にトレーディングおよびデリバティブ取引を行うその他の金融・非金融機関にとっても有用かもしれない。会計基準設定者、規制当局、およびその他のディスクロージャー基準設定に責任を有する機関にとっても、より良い、調和のとれたパブリック・ディスクロージャー基準を開発していく際に、本ペーパーが役に立つかもしれない。本ペーパーは、他のより広範な報告の枠組を代替ないし無効にすることを意図してはいない。

本ペーパーに掲げる提言は、両委員会が、銀行と証券会社のトレーディングおよ

びデリバティブ取引に係る初回の調査報告書に基づいて、1995年に発表した提言に 代わるものである。前回の提言以降、金融機関によるデリバティブの利用の拡大、 リスク管理技術の利用と手法の変化、およびディスクロージャーの水準や実務の継 続的な向上等、様々な進展がみられた。

銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引の パブリック・ディスクロージャーに関する提言

I.総 論

(1)はじめに

1. 本ペーパーは、バーゼル銀行監督委員会¹(以下、バーゼル委員会)と、証券監督者国際機構²(同、IOSCO)の専門委員会が共同で公表し、銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引³のパブリック・ディスクロージャーに関する提言を行うものである。これらの提言は、両委員会が 1995 年以来毎年公表してきている銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーに関するサーベイを補完するものである⁴。何れの提言も、

¹ バーゼル銀行監督委員会 (The Basel Committee on Banking Supervision) は、1975 年にG10 諸国の中央銀行総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国および米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表により構成される。現在の議長は、ニューヨーク連邦準備銀行の William J. McDonough 総裁である。委員会は通常、常設事務局が設けられているバーゼルの国際決済銀行において開催される。

² 証券監督者国際機構 (The International Organization of Securities Commissions)の専門委員会は、主要工業国における証券会社の監督当局の委員会である。同委員会は、オーストラリア、フランス、ドイツ、香港、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、カナダ(オンタリオ州、ケベック州)、スペイン、スウェーデン、スイス、英国および米国の証券監督当局の上席代表により構成される。現在の議長は、フランス証券取引委員会の Michel Prada 委員長である。

³ 「トレーディングおよびデリバティブ取引」とは、トレーディング業務(現物取引およびデリバティブ取引)およびトレーディング対象外のデリバティブ取引を意味する。

⁴ このサーベイ・レポートは、銀行と証券会社が 1993 年から 1997 年のアニュアル・レポート において行ったパブリック・ディスクロージャーの状況を調査したものである。同レポートは、1995 年 11 月、1996 年 11 月、1997 年 11 月、および 1998 年 11 月に公表されている。

両委員会が継続的に行ってきた努力の一環を成すものであり、銀行と証券会社が、 市場参加者に対し、自らのトレーディングおよびデリバティブ取引に固有のリス クを理解してもらうために十分な情報を提供するように促すことを狙っている。

- 2. 両委員会の行ってきた努力は、金融の安定を促進するうえで透明性が重要であることを記したG7諸国首脳および蔵相の声明と整合的であり、その支持を受けている。これらの声明においては、金融機関の財務状況、業況、業務活動、リスク構造、およびリスク管理実務の透明性が向上すれば、市場規律の有効性が高まり、金融市場が健全かつ効率的に機能することが認められている。このように、透明性の向上は、個別金融機関および金融システム全体の安全性と健全性の促進を狙った監督当局の努力を補完するものである。本提案は、各国の様々な会計およびディスクロージャーの枠組の中で求められる報告およびディスクロージャーの要件を補完するものとなろう。本ペーパーは、他のより広範な報告の枠組を代替ないし無効にすることを意図してはいない。
- 3. 本ペーパーは、バーゼル委員会の透明性小委員会⁵と IOSCO の「金融仲介機関の規制に関するワーキング・パーティ」⁶の協力の下に作成された。本ペーパー

⁵ バーゼル委員会の透明性小委員会 (The Transparency Group)の議長は、米国通貨監督庁の国際関係担当副長官であり、バーゼル委員会のメンバーである Susan Krause 女史が務めている。本小委員会の使命は、市場規律を強化し、市場の安定性と効率性を促進し、銀行監督の有効性と包括性を向上させることにある。本小委員会は、監督当局および市場参加者がリスクを評価する際に必要とする情報を巡って、問題の所在を明らかにし、ガイダンスを作成することによって、この使命を果たしている。本小委員会には、バーゼル委員会加盟機関から、ディスクロージャーおよび報告について監督上の知識を有する専門家が参加している。

⁶ IOSCO の「金融仲介機関の規制に関するワーキング・パーティ (The Working Party on the Regulation of Financial Intermediaries)」の議長は、本年 2 月初まで英国金融サービス機構の Rechard Britton 氏が務めた後、同じく英国金融サービス機構の Paul Wright 氏が後を引き継いでいる。本グループは近年、健全性監督と顧客保護の分野を中心として多様な作業を行ってきた。本グループは、IOSCO 専門委員会の後援の下、バーゼル委員会の行っている作業との間の協力と調整について第一義的責任を担っている。本グループは、IOSCO 専門委員会メンバー機関における証券監督者により構成される。

に示されている提言は、両委員会が 1995 年に発表した提言に代わるものである ⁷。

(2)目的

- 4. 本ペーパーの目的は、ディスクロージャーの適切なあり方に関するガイダンスを示すことにより、大規模な銀行・証券会社において行なわれる全ての重要なトレーディングおよびデリバティブ取引の透明性を高めることにある。市場透明性の利点を最大化するためには、銀行や証券会社のみならず、ヘッジ・ファンドや金融コングロマリットなど同様の業務を行なっている他の金融会社からも適切な情報が開示されることが重要である。複合金融商品を大々的に利用している非金融会社も、同様のディスクロージャーを行なうことを検討すべきである。また、会計基準設定者、規制当局、およびその他のディスクロージャー基準設定に責任を有する機関にとっては、より良い、調和のとれたパブリック・ディスクロージャー基準を開発する際に、本ペーパーが役に立つかもしれない。本ペーパーは、より広範であり得る他の報告フレームワークを代替したり無効にしたりすることを意図するものではない。
- 5. バーゼル委員会および IOSCO 専門委員会は、意味のあるパブリック・ディスクロージャーに基づく透明性は、健全なリスク管理実務を促進し、金融市場の安定性向上を狙った監督当局の努力を補強するという重要な役割を果たすものと確信している⁸。透明性が向上すれば、銀行や証券会社自身も、取引相手に対する

⁷ バーゼル委員会と IOSCO 専門委員会が 1995 年 11 月に公表した、銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに係る初回のレポートには、銀行と証券会社による同取引のディスクロージャーをさらに改善するための一連の提言が含まれていた。本提言以後、金融機関によるデリバティブの利用の拡大、リスク管理技術の利用と手法の変化、ディスクロージャーに係る水準や実務の継続的な向上など、様々な進展がみられた。

⁸ 安全かつ健全な銀行システムを育成するうえでディスクロージャーと透明性が果たす役割については、バーゼル委員会が 1998 年 9 月に公表したレポート「銀行の透明性の向上について」

自らのエクスポージャーを評価・管理する能力が高まり、さらには、金融システムにストレスが発生した時に市場の噂や誤解により被害を被る可能性が低下するというかたちで利益を受ける筈である。

(3) 本レポートの内容

- 6. 総論に続く第 部では、トレーディングおよびデリバティブ取引の透明性を高めることの重要性を論じる。また、この分野におけるディスクロージャーについて、規制当局、基準設定者、および業界団体が近年とってきた対応に言及する。
- 7. 第 部では、トレーディングおよびデリバティブ取引に深く関わっている大規模な銀行および証券会社に対し、同取引の適切なディスクロージャーに係るガイダンスが示されている。それらの提言は、以下の二つの点に沿ったものとなっている⁹。
 - ・第一に、金融機関は財務諸表の利用者に対し、自らのトレーディングおよびデ リバティブ取引の実態を正確に伝えるべきである。金融機関は、こうした取引 の範囲と性質に関し、定性・定量双方の面において、意味のある概略情報を提

において論じられている。本レポートの提言に加え、バーゼル委員会は現在、信用リスクと自己資本充実度の分野における更なるディスクロージャー・ガイダンスを策定中である。バーゼル委員会は 1999 年 7 月に市中協議用ペーパー「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」を公表した。

- 9 これらの提言の基礎を成す考え方は、以下のペーパーに詳述されている。
 - ・「銀行、証券会社のデリバティブおよびトレーディングに関し監督上必要とする情報を収集する際の枠組み」(通称「監督情報の枠組み」)、バーゼル委員会および IOSCO 専門委員会より 1998 年 9 月に公表
 - ・「銀行の透明性の向上について」
 - ・「金融仲介機関によるマーケット・リスクおよび信用リスクのパブリック・ディスクロージャーに関する協議用ペーパー」(通称「フィッシャー・レポート」)、G10 諸国中央銀行のユーロカレンシー・スタンディング委員会より1994年9月に公表

供するとともに、それらの取引が収益構造にどのように寄与しているかを明らかにすべきである。金融機関はまた、こうした取引に伴う主要なリスク、および、それらのリスク管理の実績に関する情報を開示すべきである。

- ・第二に、金融機関は、自らのリスク・エクスポージャーおよびその管理実績について、内部的なリスク測定・管理システムから生成された情報を開示すべきである。パブリック・ディスクロージャーを内部リスク管理プロセスと結び付けることにより、ディスクロージャーがリスク測定・管理技術の革新に遅れをとらないようにすることができる。
- 8. バーゼル委員会および IOSCO 専門委員会は、銀行と証券会社が、本ペーパーに示されている定量・定性双方のディスクロージャーに向けた提言を実行に移すことを奨励する。また、銀行と証券会社は、第 部に言及されているものを含め、会計基準設定者や規制当局等、他の国内および国際団体のディスクロージャーに関する提言も考慮すべきである。さらに銀行と証券会社は、両委員会が 1998 年 11 月に発表したトレーディングおよびデリバティブのディスクロージャーに関するサーベイに概説されているとおり¹⁰、国際的なレベルで同格に当たる金融機関が行っているディスクロージャーの方法も参考にすべきである。

¹⁰ 「銀行、証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引に関するディスクロージャー: **1997 年のディスクロージャー状況の調査結果」**(バーゼル委員会および IOSCO 専門委員会、1998 年 11 月)

- II.トレーディングおよびデリバティブ取引の透明性の向上
- (1)トレーディングおよびデリバティブ取引を透明化することの重要性
- 9. 「銀行の透明性の向上について」に論じられているとおり、市場規律は、リスクを効果的に管理する金融機関に報酬を与え、一方、リスク管理が脆弱ないし効果的ではない金融機関にペナルティーを課すことによって監督目的を補完する。適時に報告される意味のある正確な情報は、市場参加者の意思決定の重要な基盤となる。十分な情報を持った投資家、預金者、顧客、債権者、およびその他の取引相手は、強い市場規律を働かせることにより、金融機関に対し、注意深くかつ定められた事業目的に適った方法で、業務およびリスク・エクスポージャーを管理するよう促すことができる。
- 10. トレーディングおよびデリバティブ取引に伴うリスクは、一般に、より伝統的な銀行・証券業務に関わるリスクと同様のものを含んでいる一方、こうした取引の金融リスク管理は、極めてダイナミックなプロセスになってきており、そこでは短期間に大規模な損益が発生する可能性が潜在していることが十分に実証されている。トレーディングおよびデリバティブ取引に関する適時かつ信頼性のある情報は、金融機関の経営状態、業績、およびリスク構造を正確に評価するために不可欠であるが、これまで、こうした取引にまつわる透明性については、情報利用者の満足がいく水準まで達していないほか、取引増大や複雑化に対応していないとみなされることが多かった11。
- 11. 銀行と証券会社に対し安全かつ健全な実務を促すことができるように市場参加 者の能力を高めるためには、パブリック・ディスクロージャーによって、トレー

¹¹ トレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーに係る両委員会の年次サーベイによれば、改善はみられるものの、一部の金融機関は依然として同取引をほとんど開示していない。

ディングおよびデリバティブ取引が金融機関全体のリスク構造および収益性にどのように寄与しているのか、また、同取引から生ずるリスクを当該金融機関がいかに巧く管理しているのかといった点について、包括的な情報が提供されることが重要である。当該金融機関の財務状況や業況見通しを意味のある形で伝えるためには、十分な頻度と適切なタイミングで情報提供が行われなければならない。トレーディングおよびデリバティブ取引の場合、銀行・証券会社はポジションやリスク構造を急速に変化させることができるので、ディスクロージャーが適時に、かつ将来を見通した形で行われることは特に重要である。会計期間中にトレーディングおよびデリバティブのポジションや戦略が変化した場合、次年度ないし次回半期報告まで当該情報のディスクロージャーを遅らせることは不適当である。実際、大多数の証券取引所は上場企業に対し、株価に影響を及ぼす新しい情報があれば直ちに市場に伝えるよう求めている。

- 12. ディスクロージャーは、重要性の基準に従って12、各金融機関のトレーディングおよびデリバティブ取引の規模と性質に比例したものとすべきである。例えば、金融機関によっては、広範な現物およびデリバティブ商品についてマーケット・メーカーとなっている場合もあれば、主として自身のリスク管理目的でデリバティブを用いている場合もある。トレーディングおよびデリバティブ取引に関する情報をどの程度開示するかという判断は、それらの取引が当該金融機関の全体の業務、収益、およびリスク構造にどの程度重要であるかという観点から決定されるべきである。
- 13. 銀行と証券会社は、自らのトレーディングおよびデリバティブ取引について意味のあるディスクロージャーを行うことに関心を払うべきである。自らのリスク 構造について僅かな情報しか提供しない金融機関は、ストレス発生時に市場の噂

¹² 但し、重要性が認められないため開示されない情報であっても、内部リスク管理や監督評価においては重要な場合がある。こうした性質の情報については、規制対象機関とその主要系列会社においては内部的に用意され、監督当局が利用できる状態にすべきである。

や市場参加者の誤解に晒され易くなり、その結果として、取引相手が取引から手を引いたり、資本調達コストが上昇したり、資金調達が困難化したりすることもあり得る。さらに、こうしたディスクロージャーが行われれば、金融機関は取引相手のリスク構造をより明確に把握することが可能になり、リスク管理が向上するとともに、より充実した情報に基づいて経営判断を下すことができる。

- 14. 金融機関間および異時点間における情報の比較可能性は有用である。しかし、銀行と証券会社のディスクロージャーの実務は、各々の金融機関におけるトレーディングおよびデリバティブ取引、ならびにこうした取引を管理するための内部システムの拡大と技術革新を反映するとともに、そこから遅れをとらないようにすることも重要である。理想的には、リスクを測定・管理するために各金融機関が内部的に用いているアプローチに則してパブリック・ディスクロージャーが行われ、その結果として、リスク管理実務の向上がパブリック・ディスクロージャーに反映されることが望まれる。既に内部的に作成されている情報をリスク管理のために用いれば、パブリック・ディスクロージャーの向上に伴うコストと事務負担が軽減されることにもなる。
- 15. トレーディングおよびデリバティブ取引の透明性は、金融システムを有効に監督するための鍵となる要素である。金融革新が急速に進み、金融取引が複雑化する環境の下、銀行と証券会社の強固な内部リスク管理・コントロールは、健全性に関する監督やより高度なパブリック・ディスクロージャーの実務に補完されつつ、安定的な金融システムを育成するための枠組みを提供する。

(2) その他のディスクロージャー対応

16. バーゼル委員会および IOSCO 専門委員会の他にも、幾つかの国内および国際機関がトレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーに係る基準、提案、ないしルールを発表もしくは策定中である。こうした発案の多くは、

既に現行のディスクロージャー実務に影響を与えているか、もしくは将来の慣行に影響を与えることが予想される。こうした提案が国内の強制的な規制を超える場合には、金融機関は、自らのトレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーの比較可能性と質の向上を図る目的で、それらを検討することが望ましい。

- ・国際会計基準 IAS 32「金融商品:ディスクロージャーと表示」: 1995 年 6 月 に国際会計基準委員会(IASC)より発出された IAS 32 においては、金融商品の契約条件、内容および会計方針、金利リスクと信用リスクに関するデータ、およびオンバランスよびオフバランス金融商品の公正価値のディスクロージャーが求められている。IASC 理事会は 1998 年 12 月に IAS 39「金融商品:認識と測定」を採択した。本基準は、金融リスク管理の目的と方針に関するディスクロージャーを新たに求めている。
- ・カナダ勅許会計士協会ハンドブック§3860、金融商品 ディスクロージャーと表示: 本セクションには、金融商品の表示に係る必要事項が提示され、開示すべき情報が特定されている。本提言においては、金融商品に関する、企業の将来のキャッシュフローの額、時期、および確実性に影響を与える要因に関する情報が取り上げられている。本章はまた、企業による金融商品の利用の性質と程度、同商品が貢献している事業目的、同商品に内包されているリスク、およびそれらのリスクをコントロールするに当たっての経営方針等のディスクロージャーを勧奨している。本章は、1996年1月1日以降、(一部の例外を除いて)すべての企業に適用されている。1995年10月には、金融機関監督庁(OSFI)より、「ガイドライン D-6 デリバティブのディスクロージャー」が発表された。同ガイドラインは、連邦規制下の金融機関に対し、第3860章の適用指針を与えるとともに、追加的なディスクロージャー規制の概略を示したものである。
- ·フランスのマーケット・リスクのディスクロージャーに関するガイダンス :

会計理事会(CNC)¹³は1998年、マーケット・リスクのディスクロージャーに関して二つの文書を発出した。**助言98.05号**は、マーケット・リスク項目に関する情報を財務諸表の注記に開示する際のベスト・プラクティスについて指針を示したものである。本文書は、銀行委員会の監督下にある銀行および投資会社に対し、会計原則・規則、銀行業務の収益性、デリバティブ取引におけるカウンターパーティー・リスク、およびオフバランス項目(特にデリバティブ)に係る情報の開示を義務付けている。**提言98.R.01号**は、経営戦略に係る情報(部門ならびに地域別に提示)、金利・外為リスクおよびマーケット・リスク・エクスポージャーに関する定性的、定量的情報の開示を求めている。

・日本のトレーディング取引の時価会計に係る大蔵省の新規則 : 1997 年 4 月 1 日以降、日本の銀行および証券会社は、内部管理や評価・会計手順に関して大蔵省が設定した一定の承認基準を満たしていることを条件として、トレーディング業務(デリバティブを含む)に時価会計を採用することを認められた。これにより、銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引の期間業績に係る一般開示情報は改善された¹⁴。

また、日本においては 1996 年 7 月に省令と通達 (財務諸表等規則および同取扱要領等)が改正され、全ての企業を対象としてデリバティブのディスクロージャーが強化された。1997 年 3 月期から適用されているこれらの改訂により、企業は、OTC 商品を含むすべてのデリバティブについて、定性的情報および想定元本情報を開示することを義務付けられている。これらの改訂においては、マーケット・リスクおよび信用リスクに関する定量的情報の開示も勧奨されている。さらに、1998 年 3 月期からは、OTC 商品の時価情報のディスクロー

¹³ フランスにおいては、国家会計理事会(Conseil National de la Comptabilité、CNC)が望ましい会計慣行を定義する責任を担う一方、会計規則委員会(Comité de la Réglementation Comptable、CRC)が国内の会計基準設定者として CNC により採択されたガイダンスを強制力のある規則とする権限を有する。

¹⁴ 他の多くの国々においては、トレーディング業務の時価会計ないし公正価値会計は、トレーディング勘定全体ないしその一部について既に一般化した慣行である。

ジャーも義務付けられている。

- ・スイス銀行協会の「トレーディングおよびデリバティブ利用に際するリスク管理についてのガイダンス」: 1996 年に発出された本ペーパーは、銀行が適切な定性的・定量的情報 (バリュー・アット・リスク、信頼区間、信用リスク、グロスおよびネットの正の再構築コスト、アドオン、取引相手の信用度による内訳、等)を提供すべきである旨述べ、国際基準の適用を勧奨している。
- ・英国会計基準理事会(ASB)の財務報告基準(FRS)13「デリバティブおよびその他の金融商品:ディスクロージャー」: 1998 年 9 月に発出された FRS 13 は、英国企業に対し、使用している金融商品から生ずるリスクに関する包括的な情報、および、それらのリスクについての考え方と対応の開示を求めている。本基準は 1999 年 3 月 23 日以降に到来する会計期間につき、保険会社を除くすべての上場企業、およびすべての銀行に対して適用される。主要な開示項目には、金利リスク、通貨、流動性および満期、公正価値、および、ヘッジ会計の効果に関する情報が含まれる。
- ・米国証券取引委員会(SEC)の「マーケット・リスク」開示規則: 本規則は、 SEC より 1995 年に提案され、1997 年 1 月に完成した。本規則は、1998 年 6 月 15 日以降に到来する会計期間につき、米国上場企業のほぼ全てに適用される。 本規則は、マーケット・リスクに係る詳細な定量的・定性的ディスクロージャーに加え、デリバティブに係る当該企業の会計方針、および、前年度と比較してマーケット・リスク・エクスポージャーが大幅な量的変化をみた場合には、その理由をも詳細に開示することを求めている。企業は、マーケット・リスクに係る定量的情報の開示に際し、以下の 3 つの選択肢の中から一つないし複数を用いることができる。
 - ・ 契約条件およびその他の情報を一表にまとめたもの。その他の情報には、 マーケット・リスクへの感応度のある商品の公正価値、キャッシュフロー(初めの5年間については各年毎、6年目以降については合算)、および実効金

利・価格が含まれる。

- ・ 現在の金利、為替レート、商品価格、およびその他の市場レートもしくは 価格が短期間に変化することを現実的な範囲で仮定し、収益、公正価値、な いしキャッシュフローに発生する損失を推計した感応度分析。
- ・ デリバティブおよび金融商品のバリュー・アット・リスク。すなわち、ある期間内に一定の確率で発生する市場変動の結果として、マーケット・リスクに対する感応度のある商品の公正価値、収益、ないしキャッシュフローに発生し得る損失を表わす数値。
- ・米国金融会計基準理事会(FASB)の金融会計基準書第 133 号「デリバティブ商品およびヘッジ取引の会計」: 2000 年 6 月 15 日に発効する本基準書は、デリバティブ商品およびヘッジ取引に係る会計とディスクロージャーの基準を設定するものである。要約すると、企業は本基準書により、全てのデリバティブを資産ないし負債として認識し、公正価値により評価することを求められている。企業は、デリバティブを保有ないし発行する目的を開示するとともに、リスク・ヘッジの対象となっている項目・取引の概要を説明のうえ、自社のリスク管理政策を示さなければならない。ヘッジ手段として表記されていないデリバティブ商品については、その使用目的を述べなければならない。本基準書では、指定された使用目的にしたがってデリバティブの会計処理を具体的に定めるとともに、そうした処理が収益に与える影響の開示を求めている。
- ・自己資本充実度ルール: マーケット・リスクに対する規制上の所要自己資本額、およびその算出に係る情報の開示は、多くの国において 1996 年中に一般的な慣行となった。1996 年 1 月に公表された修正バーゼル自己資本合意は、国際的に活動する G10 諸国銀行を対象として、マーケット・リスクに係る自己資本ルールを 1998 年 1 月以降実施することを求めている。EU 法によれば、マーケット・リスクに係る自己資本ルールは、EU 加盟国の銀行と証券会社に対して 1995 年末までに適用されることになっていた。更に、バーゼル委員会が 1999年 6 月に公表した市中協議用ペーパー「新たな自己資本充実度の枠組み」にお

いては、市場規律を推進するため、自己資本の構成、リスク・エクスポージャー、および自己資本充実度に関する高い開示基準が提唱されている。

- ・公表が予定されている欧州委員会の金融商品情報のディスクロージャーに関する提言: 欧州委員会は、会計分野における国際的な進展に遅れをとらないという公約にしたがい、銀行およびその他金融機関の年次会計における金融商品情報のディスクロージャーに関する提言を 1999 年の後半に提案する予定である。
- ・パブリック・ディスクロージャーの拡充に関する当局間プロジェクト (Multidisciplinary working group on enhanced disclosure): バーゼル 委員会と IOSCO 専門委員会は、業態間共通の開示指針の策定可能性を検討している新しいワーキング・グループに参加している。本作業はグローバル金融システム委員会により開始され、現在は、本レポートの作成に当った2委員会のほか、保険監督者国際機構(International Association of Insurance Supervisors)も参加している。

III.提 言

17. バーゼル委員会および IOSCO 専門委員会は、銀行と証券会社に対し、自らのトレーディング(デリバティブおよび現物取引)および非トレーディング対象のデリバティブ取引について、定性・定量双方の面における意味のある概要情報を提供することを勧奨する¹⁵。ディスクロージャーは、金融機関のトレーディングおよびデリバティブ取引の範囲と性質を明確に伝え、それらの取引が金融機関の収益構造にどのように寄与しているかを明らかにすべきである。金融機関は、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク、およびレピュテーショナル・リスクなど、自己のトレーディングおよびデリバティブ取引に伴う主要なリスクに係る情報を開示すべきである。さらに、金融機関はこうしたリスク、特にマーケット・リスクおよび信用リスクに対するリスク管理の実績を開示すべきである。財務諸表の利用者が適切な文脈の中で情報を理解し得るよう、ディスクロージャーはトレーディング業務と非トレーディング業務に分けて行うべきである。

フィッシャー・レポートに始まり、最近では「銀行の透明性の向上について」において議論されたとおり、金融機関は、自らのリスク・エクスポージャーと、その管理実績について、定性・定量双方の面から情報開示を行うべきである。理想的には、内部的なリスク測定や実績評価のシステムに用いている手法と平仄のとれた形でディスクロージャーを行うことが望ましい。パブリック・ディスクロージャーを内部リスク管理実務と結び付けることで、ディスクロージャーが時の経過とともにリスク管理実務に関する技術革新に後れをとらないようにすることができる。特に、マーケット・リスクや信用リスクのように変化が急速な分野においては、この利点は大きい。

¹⁵ 本ペーパーを通して、「非トレーディング」とは、ヘッジや ALM など、リスク管理目的において経営陣が利用するデリバティブを意味する。

- 18. 本ペーパーに述べられている指針は、機密情報(個々の取引相手を特定する情報等)のディスクロージャーを要求するものではない。また、私的財産としての性質を帯びた企業秘密に係る詳細な情報(モデル技術、相関に係る前提等)についても、それを開示すれば当該機関の業務活動に甚だしい悪影響が及ぶ可能性がある場合にはディスクロージャーを求めない。
- 19. 本ペーパーに述べられているディスクロージャーの指針は全て、当該金融機関のトレーディングおよびデリバティブ取引の規模、複雑性、および性質を考慮した重要性の概念に照らして適用されるべきである。よって、ディスクロージャーは金融機関にとって重大なリスク・エクスポージャーに焦点を当てたものとすべきであり、開示情報の量は、金融機関の業務、リスク構造、および収益全体に占める当該取引の重要性に比例していなければならない。したがって金融機関は、特定の開示項目が当該機関のトレーディングおよびデリバティブ取引を評価するうえで意味を持たない場合には、以下に勧奨されているディスクロージャーの全てを行なう必要はない。一方、資本市場に依存している機関、あるいは国際業務に大々的に携わっている機関など業務内容の複雑な大規模機関は、一般的に、より広範なディスクロージャーを行なうことを期待される。
- 20. 金融機関のリスク構造の変化を適切に捉えるため、トレーディングおよびデリバティブ取引やこれらの取引に伴うリスクの水準の推移に関する分析(例:マーケット・リスクや信用リスクの水準の年次ベースでの推移)も開示されるべきである。

(1)定性的情報のディスクロージャー

21. 定性的情報のディスクロージャーは、年次報告書に記載される定量的ディスクロージャーについて詳しく説明する機会を経営陣に与えるとともに、定量的ディスクロージャーに深みを与える。財務諸表の利用者は、財務諸表および付属諸表

に報告されている計数を理解するために必要な適切な全体観を把握するために、 定性的な情報を必要としている。どのような場合においても、定性的情報は財務 諸表上の定量的情報と整合的でなければならない。

- 22. 定量的情報のディスクロージャーは、いかに頻繁に行われようとも、当該機関の業務の一時点における状況を表わしているに過ぎない。したがって、金融機関は、経営目的、戦略、およびリスクテイクに対する哲学について定性的情報を提供することが重要である。経営陣は、定性的な議論を通じて、トレーディングおよびデリバティブ取引が、金融機関の経営目的、それを達成するための経営戦略(オンバランスおよびオフバランスの全項目が対象)、およびリスクテイクに関する哲学と、いかに適合しているのか説明するとともに、トレーディングおよびデリバティブ取引が当該金融機関全体のリスクのレベルにどのような影響を及ぼしているのかについても説明すべきである。このような議論は、経営目的を理解するのに必要な前後関係の説明も含むべきである。また、経営陣はデリバティブの利用方針について論じるとともに、トレーディングおよびデリバティブ取引管理のために設けている主要な内部管理手続きについて説明すべきである。さらに、このようなディスクロージャーは、革新的な新商品や複雑ないしレバレッジの掛かった商品の取引、そうした取引に関連するリスクに関する概略説明を含むべきである¹⁶。
- 23. 経営陣は、最低でも、デリバティブの主たる使用目的がトレーディング業務にあるのか非トレーディング業務にあるのか、また、主として使用されているのは取引所で取引されるデリバティブか、あるいは OTC デリバティブかという点を明らかにすべきである¹⁷。トレーディング業務に係る一般的なディスクロー

¹⁶ 重要性の考え方は、本ペーパーのディスクロージャー提言全体に適用されるが、ここでは特にこの考え方が適用されるべきである。

¹⁷ 取引所で取引されるデリバティブとOTC デリバティブは基本的に異なる性質を有しており、そのことが両者の相対的なリスクに影響を及ぼしている。具体的には、OTC デリバティブの方が取引所型デリバティブよりも信用リスクおよび流動性リスクが高い。後述のとおり、金融機

ジャーは、その金融機関がマーケット・メーカーなのか、自己勘定のトレーディングを行っているのか、あるいは、顧客サービスの必要からポジションをとっているのか、について経営陣の見解を示すべきである。さらに経営陣は、リスク水準の潜在的な変化について、財務諸表の利用者の注意を喚起するため、前回の財務諸表において説明されていたトレーディング戦略、リスク許容度、およびリスク管理システムに大幅な変更があれば、その旨も記載すべきである。

- 24. また、金融機関は、非トレーディング対象のデリバティブ取引の目的、およびその目的を達成するための戦略について説明すべきである。例えば、銀行の場合、為替リスク、金利リスク、あるいは銀行業務に伴うその他のリスクをヘッジするためにデリバティブがどのように利用されているのかを説明すべきである。こうしたディスクロージャーは、利用されているヘッジ戦略の相違をタイプ別に明らかにし、それぞれの種類のヘッジについてリスク管理方針を説明するとともに、リスク・ヘッジの対象となっている商品・取引についても説明を加えるべきである。この種の情報は、関連するオンバランス・ポジションの文脈の中に挿入されるべきである。
- 25. 具体的には、銀行と証券会社が、トレーディングおよびデリバティブ取引に係る定性的な概略情報として以下のタイプのディスクロージャーを検討することを勧奨する。
- (a) リスクと経営コントロール¹⁸
- 26. 金融機関は、トレーディングおよびデリバティブ取引に対するリスク管理・コ

関は、OTC 契約から生じるカウンターパーティー向け信用エクスポージャーに対する信用補完 措置(例:ネッティング契約、クリアリング契約)の効果についても情報を開示すべきである。 ¹⁸ 経営管理に係るその他の情報については、「銀行組織における内部管理体制のフレームワー ク」(バーゼル委員会、1998年9月)および「証券会社とその監督者のためのリスク管理・コントロール・ガイダンス」(IOSCO 専門委員会、1998年5月)参照。 ントロール手続きに関し、中心的役割を果たす内部組織について、その構造の主要部分の概要を示すべきである(例:リスク・コントロールに係る部署や委員会の構造)。また、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク、レピュテーショナル・リスクなど、トレーディングおよびデリバティブ取引から生じる主要なリスクの各々について説明すべきである。その際、それらのリスクがいかにして発生し、また、どのような方法でそれを測定・管理するのかという点についても触れるべきである。例えば、金融機関は、マーケット・リスクや信用リスクに対するエクスポージャーに限度を設定する際の方針を議論するとともに、マーケット・リスクの管理や、金融機関によっては信用リスクの管理に、バリュー・アット・リスク評価法がどのように活用されているのか説明すべきである。さらに、金融機関は、これらのリスク管理の実績を評価する方法についても提示すべきである。

(b)マーケット・リスク

- 27. 金融機関は、マーケット・リスクを測定・管理する際の方針を概説し、同リスク管理の実績がいかに評価されているかを論じるべきである。例えば、マーケット・リスクの管理・コントロールに当る独立した部署の構造、内部コントロール、リスク・リミット(例:バリュー・アット・リスクのリミット)、リミットのモニタリング・プロセスなどが説明されていれば、情報利用者がリスク・コントロール環境の性質を把握するための一助となる。
- 28. マーケット・リスクに関する金融機関のディスクロージャーについて理解を深めるためには、内部モデルに使われている主要な前提やパラメーターに関する情報を開示することにより、マーケット・リスクに関する定量的なディスクロージャーを補足すべきである。例えば、バリュー・アット・リスクのディスクロージャーに際しては、用いられているモデルのタイプ(分散共分散法、ヒストリカル・シミュレーション法等)、対象ポートフォリオ、および、保有期間・信頼区

間・観測期間などのパラメーター情報を明らかにすべきである。加えて、リスクをどのような方法で総計しているのか、また、市場間(例えば、異通貨間)ならびに市場要素間(例えば、金利商品・通貨商品間)の相関がモデルの中に織り込まれているのか否かについて開示すべきである。さらに、内部モデルの精度の検証やバック・テスティングのプロセスについても論じなければならない。

- 29. マーケット・リスクの定性的情報のディスクロージャーにおいては、市場環境の悪化を想定したポートフォリオのストレス・テスティングのプロセスについても説明すべきである。そうした情報には、テストの対象となるポートフォリオ、テスト・シナリオの策定プロセス、テストの頻度、および、テストの結果に対する経営陣の対応が含まれよう。
- 30. また、前回報告期間以降に発生したマーケット・リスク・エクスポージャーやリスク管理戦略の大きな変化が、定量的情報のみでは明らかにならないような場合には、定性的情報のディスクロージャーによって、その点を論じるべきである。こうしたディスクロージャーは、当該機関のリスク構造の先行きを展望するための一助となる。

(c)信用リスク¹⁹

31. 金融機関は、信用リスクの認識・測定・管理に関する方針を概説すべきである。 そこでは、例えば、信用リスクのコントロールや貸出審査機能、内部コントロール、リスク・リミット(例えば、取引相手、事前決済、決済、および集中に係るリミット)、およびリミットのモニタリングの構造を取上げるかもしれない。取

¹⁹ バーゼル委員会は、1999年7月に市中協議用ペーパー「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」を公表した。本ペーパーは、トレーディングおよびデリバティブ取引のみならず、投資や貸出など、その他の銀行業務をも対象として、信用リスクのディスクロージャーに係る指針を提供するものである。

引相手に対する信用エクスポージャーにストレス・テストを行っている場合は、 そのプロセスを記述すべきである。

- 32. 信用リスクの定性的ディスクロージャーは、担保、証拠金、バイラテラルないしマルチラテラル・ネッティング取極、早期解約条項等を含め、信用リスク・エクスポージャーを削減するために金融機関が用いているメカニズムについて述べるべきである。クレジット・デリバティブ、または信用リスクを再配分するその他の商品を利用している機関は、それらの商品をいかに利用しているかを論じるべきである。また、信用リスク管理実績がいかに評価されているかを論じるべきである。
- 33. OTC デリバティブ契約およびその他の負債性商品については、信用リスクの 測定・管理に用いている手法に関する情報を開示すべきである。多くの金融機関 は、潜在的な信用エクスポージャー、すなわち再構築コストが変化する可能性を 数値化するために高度な内部モデルを開発している。そうした内部モデルを用い ている場合は、モデルのタイプや主な前提(信頼区間等)など、鍵となる情報を 開示すべきである。
- 34. さらに、一部の金融機関は、統計モデルを用いて、取引相手が債務不履行に陥る可能性から発生する期待 / 非期待信用損失額(expected/unexpected credit losses) を算出している。この場合も、潜在的信用エクスポージャーの場合と同様、モデルに関連する定性的情報(前提等)の開示が有益である²⁰。

(d)流動性リスク

²⁰ バーゼル自己資本合意においては、自己資本充実度の算定に信用リスク・モデルの結果を織り込むことは認められていない(この点は、マーケット・リスク・モデルの場合と異なる)。 しかし、信用リスクを有効に管理するための手段として、こうしたモデルの利用は一般化しつ つある。

35. 金融機関は、流動性リスクがいかに発生するか、また、自己のトレーディング およびデリバティブ取引において流動性リスクがどのような意味を持っている かを記述すべきである。さらに、流動性リスクをいかに管理しているか、同リスクをいかに測定しているか、また、トレーディング・ポジションの時価を判定す る際に流動性リスクをどのように考慮しているかを記述すべきである。また、流動性リスク管理実績がいかに評価されているかを論じるべきである。

(e) その他のリスク

36. リーガル・リスク、オペレーショナル・リスク、およびレピュテーショナル・リスクは、しばしば金融機関に重大な懸念を与えるが、これらのリスクを正確に測定することは往々にして難しい²¹。しかし、金融機関は、これらのリスクの性質に関する情報を開示し、それらのリスクが自らの業務にどのように関わっているかを示すことにより、財務諸表の利用者がこれらのリスクを理解することを助けることができる。さらに、金融機関は、トレーディングおよびデリバティブ取引について、これらのリスクをどのような方法で認識・管理しているかを記述すべきである。

(f)会計・評価方法

37. 金融機関は、トレーディング業務(現物取引およびデリバティブ取引の双方) および非トレーディング対象のデリバティブ取引において使用している会計方針 および収益の認識方法について記述すべきである。会計方針に係るディスクロージャーは、様々なタイプないし用途のデリバティブ取引の間で会計上の取扱

²¹ バーゼル委員会は、1999 年 6 月に公表した市中協議用ペーパー**「新たな自己資本充実度の枠組み」**において、その他のリスクにも明示的な所要自己資本を課すことを提案している。これについては業界における標準的な慣行が存在しないため、当委員会はこの目的を達成するための様々な方法を模索している。

いが大きく異なる場合、財務諸表の利用者がその違いを理解できるように表示されるべきである。デリバティブに係る会計慣行は、国際間のみならず国内金融機関同士でも必ずしも整合的ではないため、各金融機関が保有デリバティブ商品の会計処理を十分に説明することが非常に重要である。

- 38. 具体的には、デリバティブ取引の会計手法、それぞれの手法により処理されるデリバティブ取引のタイプ、およびそれぞれの手法を適用する際の規準(ヘッジの認定規準等)を概説することが有益であろう。また、金融機関は、解約したヘッジや将来発生し得る取引に対するヘッジの会計処理を説明すべきである。所定のヘッジ規準を満たしていないデリバティブ商品の会計処理についても記述すべきである。さらに、デリバティブ取引から生じる資産・負債のネッティングに関する方針と手続きについても論じるべきである。
- 39. 金融機関はまた、トレーディング対象および対象外のデリバティブ取引の公正価値を判定する手法を記載すべきである。個別商品ないしポートフォリオに対して評価調整²² (valuation adjustment)が行われている場合は、そうした準備金の性質およびその正当性を論じるべきである。市場価格がない商品については、時価を推計する際の手法と前提を明らかにすべきである。また、不良化したデリバティブ契約の認定と報告、およびディスクロージャーについては、そうした信用損失額(credit losses)の認識に関する方針についても記述すべきである。
- 40. 財務諸表の時系列での比較可能性を確保する目的と矛盾しないよう、デリバティブ契約の会計方針に大きな変更があった場合には、その旨を記述すべきである。また、将来的に新しい会計規則を適用する計画がある場合には(例えば、新たな規制に応えるため)、当該新規則、ならびにそれが財務諸表に及ぼし得る潜

²² 一部の国の会計慣行においては、繰延収益勘定および引当勘定を通じて評価調整を行うことが認められている。最も典型的な例は、将来の信用損失額や経費について行われる調整である。 金融機関は、ヘッジ・コスト、クローズアウト・コスト、モデル誤差などについても調整を行うことができる。

在的な影響を開示すべきである。

(2) 定量的情報のディスクロージャー

- 41. 金融機関は、定量的情報のディスクロージャーを通じて、自らのトレーディングおよびデリバティブ取引の実態を財務諸表の利用者に明確に伝えるべきである。定量的情報のディスクロージャーは、トレーディング・ポートフォリオの構成(トレーディング資産とトレーディング負債との区別の要)、および、非トレーディング業務におけるデリバティブの利用に関する概要情報を含むべきである。そのような情報の中には、トレーディング目的および非トレーディング目的で保有している主なカテゴリーの現物およびデリバティブ商品の期末の想定元本、ならびに期末および期中平均²³の時価が含まれよう。さらに、取引所で取引されるデリバティブと OTC デリバティブでは、固有のリスクが異なるため、上記の情報は両者について別々に開示されるべきである。
- 42. 市場取引に関する情報は、大まかなリスク・カテゴリー(金利、為替、貴金属、その他商品、株式)、大まかな商品カテゴリー(先物、先渡、スワップ、オプション)、および価格改訂日(満期期間が1年以内、1年超5年以内、5年超10年以内、10年超20年以内、20年超の各バンド)毎に開示されるべきである。

(a)マーケット・リスク

43. 金融機関は、マーケット・リスクに対するエクスポージャーについて、内部 的なリスク測定のために用いている手法を基に、定量的情報の概要を作成すると ともに、これを実際のリスク管理の実績と併せて開示すべきである。モデルから 生み出された定量的情報に適切な位置づけ(context)を与えるため、金融機関は

²³ 平均価値は日次の計数から算出すべきである。日次の計数を算出していない場合は、当該機関における最も頻繁な計算間隔を用いなければならない。

開示情報の利用者が当該情報の価値と意味を評価するうえで必要な定性的情報 も十分に提供すべきである。そうした定性的情報あるいは位置づけに関する情報 は、金融機関同士の間で比較可能なものとはなりにくいことが認識されている。

- 44. 期末のバリュー・アット・リスク値は一時点におけるリスクを見ているに過ぎないため、金融機関は、報告期間全体にわたる一連の数値を開示し、自らのリスク構造をよりダイナミックに示すべきである。通常、ディーラーとして活動している銀行と証券会社は、内部リスク管理の目的で、トレーディング業務に関する損益情報の作成ならびにバリュー・アット・リスク値の算出を毎日行っている。金融機関は、このように内部的に作成された情報をパブリック・ディスクロージャーに援用し、自己のマーケット・リスク・エクスポージャーの明確な実態や、それを管理するに当たっての効率性を示す有益な概要情報(日次損益とバリュー・アット・リスク値を対比したヒストグラム、期中のバリュー・アット・リスクの最高値・最低値・平均値、等)を提供することが望ましい。日次ベースの情報も有用ではあるが、業務の概要説明としては、VAR 値や実績値を週次ないし月次ベースで要約したものがより適切であるかもしれない。
- 45. 金融機関のマーケット・リスク構造の透明性を高める定量的情報としては、以上の他に、シナリオ分析の結果ないしレート・ショックの影響、実際の損失額が バリュー・アット・リスクの推計値を上回った回数、等が挙げられる。
- 46. 非トレーディングのポートフォリオについては、デリバティブの時価および想定元本を開示すべきである。また、マーケット・リスクの包括的な姿を示すためには、バリュー・アット・リスクおよびアーニング・アット・リスクに係る情報が有用である。金融機関はまた、非トレーディング対象のポートフォリオについても、レート・ショックの影響やシナリオ分析に係る情報を開示することも考えられよう。

(b)信用リスク²⁴

- 47. 金融機関は、取引相手に対するグロスの現在の信用エクスポージャー(再構築コスト)と潜在的な将来のエクスポージャーの双方を開示すべきである。グロスの現在のエクスポージャーとは、デリバティブ契約の正の時価であり、一時点におけるリスクを表わす指標である。金融機関は、時間の経過とともに信用エクスポージャーが変動する可能性を明らかにするため、デリバティブ契約の原資産の時価の変動から生じ得る将来の信用エクスポージャーを示す数値をも開示すべきである。信用エクスポージャーについてさらなる見方を与えるため、金融機関は、報告期間中の信用エクスポージャーの平均値ないし信用エクスポージャーの変動幅を開示することも検討すべきである。また、満期期間毎に信用エクスポージャーに関する情報を開示すべきである。
- 48. 金融機関が、OTC 契約から発生するカウンターパーティーの信用エクスポージャーに対して信用補完手段を用いており、その効果によって信用リスクの水準が大幅に低下している場合には、当該情報を開示すべきである。本情報には、法的に有効なバイラテラル・ネッディング取極が信用エクスポージャーに及ぼす効果も含まれよう。金融機関が OTC 契約に係るマルチラテラルな決済機関に加盟している場合は、マルチラテラル・ネッティングの効果をも開示すべきである。カウンターパーティーの信用エクスポージャーを減じるために担保や保証を用いている場合には、その効果も開示すべきである。こうしたディスクロージャーには、差し入れられている担保の名目価値と時価が含まれていなければならない。
- 49. 信用エクスポージャーの質は、最終的な信用損失額に大きな影響を与える。し

²⁴ バーゼル委員会は、1999年7月に市中協議用ペーパー**「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」**を公表した。本ペーパーは、トレーディングおよびデリバティブ取引のみならず、投資や貸出を含むその他の銀行業務をも対象として、信用リスクのディスクロージャーに係る指針を提供するものである。

たがって、金融機関は取引相手の信用度を大づかみに把握するための助けとなる情報を開示すべきである。例えば、内部および外部の格付を用いて取引相手の信用度に係る総合的な情報を表示すべきである。高密度の集中(取引相手別、産業別、地域別)に関する情報も、信用リスク・エクスポージャーの質に関する意味のある情報である。定量的情報としては、以上の他に、不良化した契約の再構築コスト、デリバティブ商品から発生した信用損失額、信用損失額に備えて設けられている準備金などが挙げられよう。

- 50. 潜在的な信用エクスポージャーおよび期待 / 非期待信用損失額については、金融機関のリスク管理や実績測定プロセスおいて、内部モデルから生成されるデータの重要性が増大している。したがって、多くの金融機関は内部モデルを開発し、バーゼル自己資本合意のアドオン・アプローチにおいて求められている以上に正確に潜在的信用エクスポージャーを算出しようとしてきた。内部モデルの方がより正確であると金融機関が考える場合には、同モデルをベースとする情報を開示することが望ましいかもしれない。そうしたディスクロージャーは、内部的な信用リスク・モデルによって予測された信用損失額を実際の損失額と比較するかたちで開示することも含みうる。
- 51. 一部の金融機関にとって、クレジット・デリバティブは信用リスクを管理する ための有用な手段となっている。クレジット・デリバティブを利用することによ り、金融機関はプロテクションの購入者ないし売却者として信用リスクを移転す ることができる。クレジット・デリバティブを用いている場合、金融機関は、プロテクションの売却と購入ならびに商品のタイプ(トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ等)を区別のうえ、想定元本を開示すべきである。クレジット・デリバティブが信用リスクの集中に大きな影響を与えている場合には、これらのエクスポージャーをレファレンス資産別に開示し、その効果を説明することを検討すべきである。

(c)流動性リスク

- 52. 考慮すべき流動性リスクには二つのタイプがある。すなわち、市場流動性リスクと調達流動性リスクである。市場流動性リスクについては、取引所取引および OTC 契約の想定元本と時価を市場タイプ別(金利、外為契約、商品、株式契約等) および商品別(スワップ、先物、先渡、オプション等)に区分して示すべきである。こうしたデータは、金融機関が異なる商品を使ってエクスポージャーを相殺 する能力について示唆を与えてくれる。金融機関は、市場流動性リスクを引き起こし得る集中をどのような方法で緩和しているか(ポジション制限等)についても情報を開示すべきである。
- 53. 調達流動性リスクの全体観を示すため、金融機関は取引所取引および OTC 契約の内訳を開示することができよう。前述のように、満期構成を開示することも有用であり得る。金融機関が OTC 契約において多額の担保を差し入れている場合には、その情報も開示すべきである。

(d) その他のリスク

54. 前述のとおり、リーガル・リスク、オペレーショナル・リスク、およびレピュテーショナル・リスクを正確に測定することは往々にして難しい。金融機関は、財務諸表利用者と共用すべき定量的情報を認定するに当たり、革新的であることが望まれる。リーガル・リスクの定量的情報のディスクロージャーの一例としては、係争対象となっている契約がある場合、同契約の現在の損失のエクスポージャーおよび潜在的損失のエクスポージャーを開示することが有用であると思われる。

(e) 収益

- 55. 金融機関は、トレーディング業務および非トレーディング対象のデリバティブ 取引が収益に与える影響について情報を開示することが望ましい。マーケット・リスクや信用リスクの場合と同様、こうしたディスクロージャーは、適切と判断 される場合、内部的な測定・会計システムと整合的なものとすべきである。
- 56. 金融機関は、現物およびデリバティブ商品を合算するとともに、主要リスク・カテゴリー別の内訳(外為、株式、商品、その他)を設けて、トレーディング収入の概要を開示すべきである。これに代わるものとして、主要商品別の内訳(債券、スワップ、株式等)を設けることも考えられる。選択された方法は、金融機関が当該取引を管理する際の手法と整合的でなければならない。
- 57. 金融機関はまた、業務実績について、財務諸表の利用者の理解の向上に資すると思われる場合、大まかなトレーディング戦略から発生する重大なトレーディング損益を示す概要情報を開示することも検討すべきである。例えば、特定の戦略によって通常を上回る大規模な損益が発生した場合、収益結果が一回限りの特異な要因によって歪められている可能性があることを認識しておくことは、財務諸表の利用者の役に立つかもしれない。
- 58. 非トレーディング対象のデリバティブについては25、金利リスク、通貨リスク、およびその他リスクの管理目的で保有されているオフバランス・ポジションが収益に及ぼす影響について、定量的情報を開示すべきである。こうした情報は、非トレーディング・リスク管理(金利リスク・エクスポージャー等)のためにデリバティブがどのように利用されているのか、また、そうした努力がどの程度効果を上げているのかといった点について示唆を与えてくれる。

²⁵ デリバティブ商品に係る定量的なディスクロージャーは、当該デリバティブ商品と結び付いているその他の金融商品や非金融資産・負債についても同様の情報開示が行われれば、より役に立ち、かつ、的外れだと受けとめられたり誤解されたりする惧れも少なくなる。

59. したがって、金融機関は、デリバティブから発生した累積繰延損失額(実現損 および含み損)、当該繰延損失を収益として認識することとなる事由、および将 来において当該繰延損失が損益勘定に認識される時期(次回会計期間中、それ以 降等)を開示すべきである。その際、当該報告期間中に非トレーディング業務から発生した各種収益の結果として認識されるネット損益、および同損益が記録された収益のカテゴリーを明確に示すべきである。適当と認められる場合、ヘッジ が無効に終った場合の影響を隔離したうえで、こうした情報をヘッジ戦略毎に分類することも考えられる。さらに、金融機関が、コミットメントの履行や将来発生することが予想される取引について、前提条件を変更したことが原因で、当期 収益として発生した繰延損益についても開示すべきである。金融機関が、デリバティブから発生した操延損益についても開示すべきである。金融機関が、デリバティブから発生した損益のヘッジや繰延べを行っている場合、その最大期間を開示することも有用であろう。こうした情報は、既に発生した損失によって将来の 収益や自己資本がどのような影響を受けるかという点について示唆を与えてくれる。

IV. おわりに

- 60. 市場規律の有効性および金融市場の健全かつ効率的な機能を促進するため、銀行および証券会社は、自らのトレーディングおよびデリバティブ取引の実態を財務諸表利用者に明確に提示すべきである。
- 61. 金融機関は、定性・定量双方の面から、トレーディングおよびデリバティブ取引の範囲と性質について意味のある概要情報を提供し、同業務が金融機関の収益構造にいかに寄与しているかを説明すべきである。金融機関は、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク、およびレピュテーショナル・リスクをはじめ、自らのトレーディングおよびデリバティブ取引に伴う主要なリスクに係る情報を開示すべきである。さらに、それらのリスク、特にマーケット・リスクおよび信用リスクの管理実績に係る情報も開示すべきである。
- 62. また、金融機関は、ディスクロージャーがリスク測定・管理に関する技術革新に遅れをとらないように、自らのリスク・エクスポージャーやその管理実績について、内部的なリスク測定・管理システムから生成される情報を開示すべきである。
- 63. バーゼル委員会および IOSCO 専門委員会は、銀行および証券会社に対し、本ペーパーに示され、付表に要約されている提言を実施するよう勧奨する。両委員会は、健全なリスク管理慣行の促進と金融市場の安定性強化を目指して監督当局が行っている努力を補完するという点において、意味のあるパブリック・ディスクロージャーに基づく透明性は、重要な役割を果たし得ると考える。

1999年10月

付 表

トレーディングおよびデリバティブ取引の ディスクロージャーに関する提言の一覧表

総 論

- ・トレーディング(デリバティブ、非デリバティブとも)および非トレーディング(リスク管理)のデリバティブ取引につき、定性・定量双方の面において、意味のある概要情報を提供する
- ・トレーディングおよびデリバティブ取引の範囲と性質について、実態を明確に伝える
- ・トレーディングおよびデリバティブ取引が当該機関の収益構造にいかに寄与して いるかについて、意味のある概要情報を提供する
- ・これらの取引に内包されている主要リスク(信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク、レピュテーショナル・リスク)に係る情報を提供する
- ・マーケット・リスクおよび信用リスクを中心に、これらのリスク管理の実績に係る 情報を開示する
- ・トレーディング目的で用いられているデリバティブと、非トレーディング目的で用いられているデリバティブを区別してディスクロージャーを行う
- ・リスク・エクスポージャーおよびその管理実績について、内部的なリスク測定・実 績評価システムにおいて用いられている手法と整合的な定性的・定量的情報を開 示する
- ・ディスクロージャーの焦点を重要なリスク・エクスポージャーに当てるとともに、 情報量は、その取引が金融機関の全体の業務、リスク構造、および収益に占める 重要度に比例したものとする
- ・有用と認められる場合、トレンドに関する情報を提供する(マーケット・リスク、 信用リスク等)

定性的情報のディスクロージャー:一般事項

- ・定量的ディスクロージャーについて詳しく説明し、深みを与える
- ・トレーディング業務に関する総合的な経営目的、および、同目的を達成するための 戦略を記述する

- ・各金融機関のリスクテイクに対する哲学についての概説、および、トレーディング およびデリバティブ取引が全体のリスク水準に及ぼす影響を提供する
- ・デリバティブの利用に係る方針を記述する
- ・トレーディングおよびデリバティブ取引に係る主要な内部コントロールの手続き を記述する
- ・革新的な新種商品、複雑な商品、ないしレバレッジ商品(クレジット・デリバティブ等)に係る業務、および同業務に付随するリスクについて概要情報を提供する
- ・デリバティブが主としてトレーディング目的、非トレーディング目的のいずれにお いて用いられているかを記述する
- ・取引所で取引されているデリバティブと OTC デリバティブの何れを主として用いているかを記述する
- ・トレーディングのあり方(マーケット・メーカー、自己勘定、裁定、顧客取引等) を記述する
- ・トレーディングやリスク管理に関する戦略、ないしリスクに対する許容度およびリ スク管理システムについて、重要な変化を開示する
- ・非トレーディング・デリバティブの使用目的を記述する
- ・リスクをヘッジするためにデリバティブをどのように用いているかを説明する(戦略)を記述する
- ・タイプ毎にヘッジ戦略およびリスク管理方針、ヘッジの対象となっている項目・取 引の説明を分類する
- ・適切と認められる場合、デリバティブに係る情報を関連するオンバランス・ポジションの文脈の中に位置付ける

リスク管理: 定性的情報のディスクロージャー

- ・トレーディングおよびデリバティブ取引に対するリスク管理・コントロール手続き に関し、中心的役割を果たす内部組織について、その構造の主要部分の概要(リ スクコントロール機能・委員会の構造等)を提供する
- ・トレーディングおよびデリバティブ取引から発生する主要リスク(マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスク、リーガル・リスク、レピュテーショナル・リスク、オペレーショナル・リスク等)、およびそれらのリスクの発生メカニズムについて記述する
- ・リスクの発生のメカニズム、および主要リスクを管理するための手法について説明 する
- ・これらのリスクの管理実績を評価する際に用いる手法を記述する

マーケット・リスク:定性的情報のディスクロージャー

- ・マーケット・リスクの測定・管理手法を記述する
- ・マーケット・リスクの管理実績をいかに評価しているかについて記述する
- ・マーケット・リスクに係る当該機関のディスクロージャーを理解するために必要な 情報として、内部モデルに用いている主要な前提とパラメーターを記述する
 - ・用いているモデルのタイプ
 - ・計算対象のポートフォリオ
 - ・保有期間
 - ・信頼区間
 - ・観測期間
- ・リスク・エクスポージャーの合算手法を記述する
- ・市場要素間の相関を認識するために用いている手法(相関に関する諸前提等)を記述する
- ・内部モデルの有効性を検証する際の方針と手順を概説する
- ・内部モデルをバック・テストする際の方針と手順を概説する
- ・内部モデルをストレス・テストする際の方針と手順を概説する
- ・前年以降、マーケット・リスク・エクスポージャーおよびリスク管理戦略に生じた 変化について記述する

信用リスク: 定性的情報のディスクロージャー

- ・信用リスクを認識・測定・管理する際の方針を概説する
- ・信用リスク管理と貸出のモニタリング、内部コントロール、リスク・リミットと同 リミットのモニタリングに係る組織構造を記述する
- ・信用リスクに関してストレス・テストを行っている場合は、同テストについて記述 する
- ・担保、証拠金、バイラテラルないしマルチラテラルなネッティング、および早期解 約条項の利用を含め、信用エクスポージャーを削減するメカニズムについて記述 する
- ・クレジット・デリバティブ、および信用リスクを再配分するその他の商品をいかに 用いているかについて記述する

- ・信用リスク管理実績をいかに評価しているかについて記述する
- ・内部モデルを用いている場合は、モデルのタイプおよび主要な前提に係る情報を提供する
 - ・計算対象のポートフォリオ
 - ・信頼区間
 - ・保有期間
 - ・観測期間

流動性リスク: 定性的情報のディスクロージャー

- ・流動性リスクはいかに発生するか、また、同リスクは、トレーディングおよびデリ バティブ取引とどのように関係しているかを記述する
- ・流動性リスクの測定・管理に用いる手法を記述する
- ・流動性リスク管理実績をいかに評価しているかを記述する
- ・時価を決定する際に流動性リスクをいかに勘案しているかを記述する

その他リスク(オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク、レピュテーショナル・リスク): 定性的情報のディスクロージャー

・トレーディングおよびデリバティブ取引に付随するその他リスクの性質、および同 リスクの管理方法について記述する

会計・評価方法

- ・トレーディングおよび非トレーディングのデリバティブに関する会計方針と収益 認識に係る手法を記述する
- ・デリバティブの会計手法を記述する
- ・各会計手法により処理されるデリバティブのタイプを記述する
- ・各会計手法の適用に際して満たすべき規準を記述する(ヘッジ会計規準等)
- ・途中解約したデリバティブ契約の会計処理を記述する
- ・将来発生し得る取引のヘッジに係る会計処理を記述する
- ・一定の規準が満たされている場合の会計処理を記述する
- ・デリバティブ取引から生じた資産・負債のネッティングに係る方針と手順を記述する

- ・取引市場のあるデリバティブ商品とない商品の公正価値を決定する際に用いる手 法を記述する
- ・トレーディングおよびデリバティブ商品に対して評価調整・再評価準備金の積立て を行っている場合(債権、流動性、オペレーション、事務処理に対する準備金、 等)は、その方針を記述する
- ・市場価格が立っていない商品の市場価値を推計する際に用いる手法と前提を記述 する
- ・不良化したデリバティブ契約の認定および報告に係る方針を記述する
- ・デリバティブに係る信用損失額の会計処理を記述する
- ・トレーディングおよびデリバティブ取引に係る会計方針の大きな変更について記述する
- ・報告ないし会計に係る規制上の要請が変更されたため、デリバティブ契約に係る会計方針の変更が予定されている場合は、同変更および同変更がリスク管理戦略や財務諸表に及ぼし得る影響について記述する

定量的情報のティスクロージャー:一般事項

- ・デリバティブ市場への関与の実態を明確に伝える
- ・トレーディング・ポートフォリオの構成、および非トレーディング業務におけるデリバティブの利用に関する概要情報を提供する
- ・トレーディング、非トレーディング双方のポートフォリオについて、期末における 想定元本、および、期末ならびに期中平均の時価を提供する
- ・トレーディング資産と負債を区別する
- ・OTC デリバティブと取引所デリバティブを区別して開示する
- ・大まかな商品カテゴリー別の市場取引情報を提供する(先物、先渡、スワップ、オープション、負債性商品)
- ・大まかなリスク・カテゴリー別の市場取引情報を提供する(金利、為替、貴金属、 その他商品および株式)
- ・価格改訂日別情報を提供する(満期帯)

マーケット・リスク:定量的情報のディスクロージャー

- ・マーケット・リスク・エクスポージャーにつき、内部の測定手法に基づいた定量的 情報の概要、および、同リスクの管理実績に関する情報を提供する
- ・トレーディング業務の日次損益情報および日次のバリュー・アット・リスク値を提供する
- ・週次ないし月次ベースの VAR 値の概要を提供する
- ・VAR データを開示している場合は、VAR の最高値と最低値を提供する
- ・VAR データを開示している場合は、VAR の平均値を提供する
- ・トレーディング・ポートフォリオについて、シナリオ分析の結果ないしレート・ ショックの影響を記述する
- ・ポートフォリオの損失額が VAR を上回った回数(日数)を記述する
- ・非トレーディング・ポートフォリオについて、VAR ないし EAR を提供する
- ・非トレーディング・ポートフォリオについて、シナリオ分析の結果ないしレート・ ショックの影響を提供する

信用リスク:定量的情報のディスクロージャー

- ・グロスの現在の信用エクスポージャー(再構築コスト)を記述する
- ・将来の潜在的信用エクスポージャーを記述する
- ・信用エクスポージャーの平均値ないし値の変動幅について記述する
- ・満期別の信用エクスポージャー(デリバテイブの再構築コストを含む)を記述する
- ・カウンターパーティー信用エクスポージャーに対する信用補完の効果を記述する
- ・信用リスク・エクスポージャーに対する法的に有効なネッティング取極の効果を記述する
- ・担保および保証を勘案したネット・ベースの信用エクスポージャーを提供する
- ・担保の名目価値および時価を提供する
- ・高密度の集中がみられる場合は、内部 / 外部格付別のカウンターパーティーの信用 度を提供する
- ・高密度の集中に係る情報を提供する(取引相手、業種、地域等)

- ・不良化したデリバティブの再構築コストを開示する
- ・デリバティブ商品から信用損失が発生している場合は当該損失額を開示する
- ・デリバティブ契約の信用損失額に対する準備金の情報を提供する
- ・内部モデルを用いている場合は、同モデルにより予想された損失額と実績の対比に ついて記述する
- ・クレジット・デリバティブの想定元本をプロテクションの売却と購入、および商品のタイプ別(トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、その他クレジット・デリバティブ)に示したものを開示する
- ・クレジット・デリバティブのレファレンス資産別エクスポージャーを開示する

流動性リスク: 定量的情報のディスクロージャー

- ・流動性リスクに係る概要情報(集中、調達等)を提供する
- ・市場流動性リスクを引き起こし得る集中を緩和するための方針について記述する (ポジション制限等)
- ・トレーディングおよび非トレーディング対象のデリバティブのギャップ表を提供 する

その他リスク

・リーガル・リスク:係争中の契約がある場合は、現在および潜在的損失のエクスポージャーの額を開示する

収益:トレーディング業務

- ・内部的な測定・会計システムに基づき、トレーディング業務が収益にどのような影響を及ぼしているかを示した概要情報を提供する
- ・トレーディング業務からの収益に関する情報を提供する
- ・主要リスク・カテゴリー別 (外国為替、金利、商品、株式)ないし主要商品・業務 ライン別 (債券、スワップ、株式等)の収益に関する情報を提供する
- ・トレーディング戦略を大別のうえ、重要なトレーディング収益を示した概要情報 (トレーディング収益のかなりの部分を占める一回限りの出来事ないし戦略等) を提供する

・トレーディング戦略を大別のうえ、重要なトレーディング損失を示した概要情報 (トレーディング損失の少なからぬ部分をもたらした一回限りの出来事ないし戦 略等)を提供する

収益: 非トレーディング目的のデリバティブ保有

- ・保有するオフバランス・ポジションが収益に及ぼす影響を示した概略情報(金利リスク、為替リスク、およびその他のリスクを管理するための保有等)を提供する
- ・原価で評価されているデリバティブの累積繰延損失額を開示する
- ・上記繰延損失が収益に認識される条件を記述する
- ・繰延損失が損益勘定に認識される時期を記述する
- ・非トレーディング対象のデリバティブ取引から生じる各種収益の結果として認識 されるネット損益、および、それらの損益が割り振られた収益カテゴリーについ て記述する
- ・情報はヘッジ戦略毎に開示し、ヘッジが無効に終った場合の影響を別途表示する
- ・コミットメントの履行や将来発生することが予想される取引について、前提条件を 変更したことが原因で、収益として発生した繰延損益額を開示する
- ・損益が繰り延べられた最長期間を開示する